

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」となり、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとなりました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が新規に追加されました。

この加算を受けるためには、下記の条件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化（介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること）を行っていること

なお令和2年3月時点、当法人は介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。引き続き、令和2年4月以降も介護職員処遇改善加算Ⅰを算定する予定です。

職場環境要件の提示

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

資質の向上	<ul style="list-style-type: none">働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） <p>当法人の取組 介護福祉士取得を目指す職員への、研修受講の為に勤務調整・内部勉強会等の対応。積極的な認知症ケア研修・中堅職員研修会への職員の参加による介護技術の向上。</p>
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <p>当法人の取組 各委員会、定例の打ち合わせを通じて、コミュニケーション円滑化を進め、勤務環境・ケア内容を向上。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">非正規職員から正規職員への転換 <p>当法人の取組 介護福祉士等の法人規程に定める資格取得等による、非正規職員から正規職員への転換。</p>